

Client Alert

2021年6月号 (Vol.90)

1. はじめに
2. 知的財産法：令和2年（2020年）改正個人情報保護法ガイドライン案の公表
3. 競争法／独禁法：欧州委、EU域外国の補助金に対する規則案を公表
4. エネルギー・インフラ：発電側課金制度に関する続報（FIT電源の調整措置に関する検討再開）
5. 労働法：アスベスト訴訟に関する近時の動向
6. 会社法：2021年6月総会に向けた留意点
7. 危機管理：経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」の改訂を受けた社内規程の見直し
8. 一般民事・債権管理：「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」（案）に関するパブリックコメント（意見公募）開始
9. M&A：中小企業庁、「中小M&A推進計画」を取りまとめ
10. キャピタル・マーケット：東証の新市場区分の選択に係る手続・留意点
11. キャピタル・マーケット／M&A：成長戦略実行計画案でSPACの制度整備の検討が示される
12. 税務：米国提案を踏まえたデジタル課税に関する近時の動向
13. 中国・アジア（インドネシア）：リスクベース事業許可及び投資ファシリティに関するガイドライン及び手続に関する2021年BKPM規則4号の施行
14. 新興国（トルコ）：国際的な人権意識の高まりを受けた人権行動計画の発表
15. 国際訴訟・仲裁：ロシア、ICC及びSIACを常設仲裁機関として認可

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2021年6月号（Vol.90）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：令和2年（2020年）改正個人情報保護法ガイドライン案の公表

2021年5月19日に、令和2年（2020年）改正個人情報保護法ガイドライン案が公表されました。同ガイドライン案については、2021年6月18日まで、意見募集手続きが行われます。

Client Alert

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000069&Mode=0>

令和2年（2020年）改正個人情報保護法は、既に2020年12月12日に施行された法定刑の引き上げ及び2021年10月1日に施行されるオプトアウトの経過措置を除き、2022年4月1日に施行されますが、政令・規則の改正の公布に続いて、実務上の解釈を示したガイドライン案が公表されたことにより、各企業においては、改正個人情報保護法対応のための具体的な検討を本格的に進めやすい状況になりました。

例えば、ガイドライン案では以下の事項等について定めています。

- ・ 利用停止等の拡大：本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を記載
- ・ 漏えい等報告・本人通知：委員会への報告を要する事態について、事例を含め解釈を記載するとともに、委員会への速報・確報の時間的制限の考え方等を記載
- ・ 不適正利用の禁止：不適正な方法による個人情報の利用に該当すると考えられる場合について、事例を含めて解釈を記載
- ・ 公表事項等：安全管理のために公表すべき事項を具体化／利用目的の規定に関し、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化
- ・ 仮名加工情報：仮名加工情報の加工基準等について、事例を含め解釈を記載
- ・ 個人関連情報：同意取得の主体・同意取得の方法等について、解釈を記載
- ・ 越境移転：同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」について、事例を含め解釈を記載

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：欧州委、EU域外国の補助金に対する規則案を公表

2021年5月5日、欧州委員会（「欧州委」）は、EU域内で事業を行う事業者（「EU事業者」）に対するEU域外の国からの補助金（「本件補助金」）に関して新たな規制を導入する規則（「本規則」）の草案を公表しました。本規則は、EU域外の国からのEU事業者への補助金は、域内市場を歪め公平な競争条件を損なう可能性があるとの問題意識から提案されたものとなります。本規則が対象とする「補助金」の概念は広範であり、「域内市場において経済活動に従事する企業に利益を与える財政上の貢献であって、法律上又は事実上、その対象が個別の企業・産業又はいくつかの企業・産業に限定されるもの」と定義されています。

Client Alert

本規則で定められている主な点は、以下の3点です。

- (1) 欧州委に対する、EU市場を歪曲させる疑いのある本件補助金に関する職権での調査権限の付与
- (2) 本件補助金を受けた企業が関与する企業結合のうち一定の要件を満たすものについて、欧州委への事前届出義務の賦課
- (3) 見積金額が2億5,000万ユーロを超える公共入札手続の入札者に対する欧州委への事前届出義務の賦課

うち上記(2)は、以下の①②両方の条件を満たす企業結合については、既存のEU及びEU各国における企業結合規制に基づく届出とは別に、欧州委へ事前届出を行うことを内容としており、実務上の影響が大きいと考えられます。

<株式取得等による支配権取得・合併の場合>

- ① 被買収企業又は合併を予定している企業のうち少なくとも1社がEU域内で設立されており、EU域内での総売上高が5億ユーロ以上であること
- ② 欧州委への届出前の3年間に当事会社がEU域外の国から受けた補助金の総額が5,000万ユーロ超であること

<JV設立の場合>

- ① JV又はその親会社のうち1社がEU域内で設立されており、EU域内での総売上高が少なくとも5億ユーロであること
- ② 欧州委への届出前の3年間にJV及びその親会社がEU域外の国から受けた補助金の総額が5,000万ユーロ超であること

この場合における審査手続は、通常の企業結合審査手続と同様のものとなっています。欧州委は、審査において、本規則に基づき、外国の補助金をもたらす経済活動の発展に対するプラスの効果と市場を歪めるマイナスの効果とを総合考慮することになります。本規則では、どのような補助金が市場を歪めるものかについては、ケースバイケースの分析が必要となるとされていますが、企業結合を促進するための直接的な支援や、事業者の債務に対する無制限の保証等は、市場を歪める可能性が高い補助金として例示されています。

上記のとおり、本規則が成立した場合には、本件補助金を受けている企業のM&A等に際しては、既存の企業結合規制に基づく届出だけでなく、本規則に基づく届出も必要となる可能性があり、当該届出の準備や審査に要する期間も踏まえてスケジュールを検討する必要があります。

本規則は、現時点ではいまだ草案の段階であり、成立するとしてもその時期はまだ相当先であると見られていますが、国家補助を受けた域外企業が欧州にも活発に進出しているなか、こうした企業との共同事業を検討する日本企業等に影響があると考えられるため、今後の経過を見守る必要があるといえます。

Client Alert

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144(福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：発電側課金制度に関する続報（FIT 電源の調整措置に関する検討再開）

2021年5月12日、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（「本小委員会」）が開催され、発電側課金制度におけるFIT電源の調整措置の在り方に関する検討が再開されました。同日の会合では、これまでの電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合における直近の議論¹や、本小委員会や調達価格等算定委員会での従前の議論を踏まえ、以下のとおり、(1)既認定案件と(2)新規認定案件のそれぞれについて、具体的な調整措置につき検討の深掘りがなされました。

(1) 既認定案件

① 小売買取のもの

既認定案件のうち、小売発電事業者による買取りが行われているものについては、相対契約を通じた小売転嫁による調整（全国平均 0.5 円/kWh）がなされることを前提に、電源の特性により残る負担分についてのみ、調整措置の在り方を検討する方向性が示されました。具体的には、(a)負担分全額水準を賦課金で調整、(b)負担の一部²を賦課金で調整し、残りを発電事業者が負担、(c)負担分全額を発電事業者が負担という 3 パターンの調整措置が論理的に考えられることを前提に、利潤配慮案件は(a)~(c)の 3 パターン、利潤配慮がなされていない案件³は(a)と(b)の 2 パターン⁴が考えられるとの整理が事務局から示されました。もともと、委員より、かかる整理も踏まえた上で多様な意見が出されたことから、この点は継続審議となりました。

② 送配電買取のもの

既認定案件のうち、一般送配電事業者による買取りが行われているものについては、小売電気事業者と発電事業者間で直接の取引が無いことから、相対契約を通じた小

¹ 特に 2021 年 3 月 2 日の第 57 回会合での議論

² 事務局案では、最も kWh 単価が高い太陽光における小売転嫁後に残る負担水準（0.5 円/kWh）の半額に相当する、0.25 円/kWh との水準が示されています。

³ 利潤配慮期間外の事業用太陽光と太陽光以外の電源。

⁴ なお、ここでの検討の対象となるのは、実質的には、利潤配慮期間外の事業用太陽光のみであるとの考えが示されています。地熱・中小水力・バイオマスは課金水準が 0.4 円/kWh 程度であるため小売転嫁分のみでカバーすることが可能、風力についても課金水準が 0.72 円/kWh 程度であることから(a)と(b)のパターンで差が生じない、との考えによるものです。

Client Alert

売転嫁は困難であることを前提にしつつ、小売買取との公平性を踏まえ、小売転嫁相当分（全国平均 0.5 円/kWh）について調整措置の対象とする必要があるとの考えが示されました。

(2) 新規認定案件

一律に送配電買取となる新規認定案件においては、上記(1)②と同様に、小売転嫁相当分（全国平均 0.5 円/kWh）については調整措置の対象とする必要があるとの考えを前提に、以下の方向性で調達価格等算定委員会において議論を進めるよう要請することで合意されました。

- 発電側課金を、調達価格や入札の上限価格の算定における「事業が効率的に実施する場合に通常要すると認められる費用」として扱うことにより、調整措置を講じる。
- その際、調達価格や入札の上限価格が全国大で設定されてきていることから、エリア別ではなく全国平均での発電側課金の上昇分を想定し、調整措置の水準を設定する。
- 発電側課金の上昇分の想定に当たっては、発電側課金での割引制度が意図する系統利用の効率化を促進する効果が発揮されるよう、割引制度の適用は考慮しないこととする。

FIT 電源に対する発電側課金の調整措置の在り方については、これまで紆余曲折の議論があったところですが、今回の検討再開を契機として、本小委員会や調達価格等算定委員会において制度設計の具体的な検討が深められるものと見込まれますので、再エネ発電事業者等の関係事業者においては、こうした議論を継続的にフォローし、タイムリーに必要な対応を行うことが肝要であると考えられます。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

アソシエイト 渡辺 浩平

☎ 03-5293-4894

✉ kohei.watanabe@mhm-global.com

Client Alert

5. 労働法：アスベスト訴訟に関する近時の動向

2021年5月17日、最高裁は第一小法廷にて、アスベスト訴訟に関する4つの判決を下しました。その概要は下表のとおりです。

事件番号	判示事項
平成31年（受） 第290号 第291号 第292号	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 厚生労働大臣が建設現場における石綿関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが屋外の建設作業従事者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえないとされた事例 ➤ 建材メーカーが、自らの製造販売する石綿含有建材を使用する屋外の建設作業従事者に対し、上記アスベスト含有建材に当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると重篤なアスベスト関連疾患に罹患する危険があること等の表示をすべき義務を負っていたとはいえないとされた事例
平成31年（受） 第491号 第495号	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建材メーカーが、自らの製造販売するアスベスト含有建材を使用する屋外の建設作業従事者に対し、上記アスベスト含有建材に当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると重篤なアスベスト関連疾患に罹患する危険があること等の表示をすべき義務を負っていたとはいえないとされた事例
平成31年（受） 第596号	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原告らの採る立証手法により特定の建材メーカーの製造販売したアスベスト含有建材が特定の建設作業従事者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していたとの事実が立証され得ることを一律に否定した原審の判断に経験則又は採証法則に反する違法があるとされた事例
平成31年（受） 第1447号 第1448号 第1449号 第1451号 第1452号	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 厚生労働大臣が建設現場におけるアスベスト関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが屋内の建設作業従事者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法であるとされた事例 ➤ アスベスト含有建材を製造販売した建材メーカーらが、アスベスト関連疾患に罹患した大工らに対し、民法719条1項後段の類推適用により、上記大工らの各損害の3分の1について連帯して損害賠償責任を負うとされた事例

上表の判決は、いずれも建築作業従事者が、建築現場でアスベスト含有建材を使用・解体する過程で、アスベスト粉じんにはばく露した結果、アスベスト関連疾患（アスベスト肺、肺がん、中皮腫等）に罹患したとして、①国に対し、規制権限の不行使に基づく

Client Alert

国家賠償を、②企業に対し、(共同)不法行為・製造物責任に基づく損害賠償を、それぞれ求める訴訟(「建設労働者型」)でした。

特に、企業については、平成31年(受)第1447号等において、被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそれのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件であると解するのが相当とした上で、個別に被害者の中皮腫の発症にどの程度の影響を与えたのかは明らかでない等の諸事情がある場合には、被害者保護の見地から、同項後段の類推適用により、本来的には被害者により立証されるべき因果関係の立証責任が転換されると判示し、民法719条1項後段の類推適用により、中皮腫に罹患した被害者の各損害の3分の1について、連帯して損害賠償責任を負うとして企業に連帯責任を認めており、今後かかる判決を踏まえた個別訴訟の提起も予想されることから、対応が必要となる可能性があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：2021年6月総会に向けた留意点

2021年6月、各社は定時株主総会シーズンを迎えています。本年6月の株主総会に向けた主な留意点は、以下のとおりです。

1 新型コロナウイルス対策について

東京都に出されている緊急事態宣言が6月20日まで再延長されるなか、各社は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大対応を意識する必要があります。もっとも、2020年に経済産業省(「経産省」)から公表された「株主総会運営に係るQ&A」(「本Q&A」)は、2021年6月総会にも妥当することから、各社は、本Q&Aや、本年3月総会に至るまでに蓄積された他社事例等を参照しつつ、時間短縮のためのシナリオの工夫や、当日に向けて各社のホームページ上等で来場抑制を強く呼びかけること等、当日に向けた対応を今一度検討することが効果的といえます。

2 株主総会のデジタル化の加速について

ハイブリッド型バーチャル株主総会を採用する会社も、昨年に続き増加傾向にある状況ですが、各社は、経産省が2020年2月に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」、及び2021年2月に公表された「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集」等を参照しつつ、当日に向けて運用上の論点(出席株主の質問時におけるプライバシーやオンライン参加株主に配慮したシナリオの工夫を含みます。)を再検討することが有効です。さらに、産業競争力強化法の改正法案

Client Alert

の国会提出を受けて、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案を本年6月の総会に上程する旨公表している会社も本稿執筆時点でも10社程度登場しています。但し、バーチャルオンリー株主総会を可能とする旨の定款変更議案については、議決権行使助言会社であるISS (Institutional Shareholder Services Inc.) が反対推奨しているとの情報も開示されており⁵、これらの動向を踏まえ、今後の自社の方針を検討する必要があります。

3 議決権行使助言会社・機関投資家の動向、CGコードの改訂等を踏まえた対応について

ISSは、日本向けの2021年版議決権行使助言方針において、2022年2月以降の株主総会より、監査役設置会社で社外取締役の割合が3分の1未満の場合に経営トップ（原則として社長、会長）の取締役選任議案に反対推奨する旨明らかにしています。コーポレートガバナンス・コード（「CGコード」）の改訂案でも、プライム市場上場会社において独立社外取締役の割合を少なくとも3分の1（それ以外の市場区分においては2名）以上とすべきとされていることから、取締役会の機能強化に関する投資家の関心の高まりが予想されます。また、ISS及び大手議決権行使助言会社のグラス・ルイスともに、過度な政策保有株式を保有する会社における経営トップの選任に反対推奨する旨明らかにしていることから、政策保有株式の保有状況が取締役の選任議案の議決権行使に与える影響にも注意が必要です。CGコードの改訂や東証の市場再編に向けた各社の対応には関心が集まっているため、本年6月総会では、株主から、これらのガバナンス体制強化に向けた動きを先取りするような質問が出されることも予想されます。各社は、機関投資家の議決権行使基準の厳格化やCGコードの改訂等の動向にも注視しつつ、想定問答の準備等の当日に向けた検討を本格化させる必要があります。

<参考資料>

経済産業省：「株主総会運営に係るQ&A」（2020年4月28日最終更新）

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

経済産業省：「『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』を策定しました」（2020年2月26日）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

経済産業省：「『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集』を策定しました」（2021年2月3日）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002.html>

⁵ 株式会社アイ・アールジャパンホールディングスは、2021年5月28日付で、同社のバーチャルオンリー株主総会を可能とする旨の定款変更議案について、ISSが反対推奨をしているとの情報を入手した旨、適時開示において明らかにしています

https://www.irjapan.jp/ir_info/release/pdf/notice_20210528_1.pdf。

Client Alert

金融庁：「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」の公表について」（2021年4月6日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406.html>

経済産業省：「『産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案』が閣議決定されました」（2021年2月5日）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001.html>

パートナー 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhm-global.com
アソシエイト 香川 絢奈
☎ 03-5220-1847
✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」の改訂を受けた社内規程の見直し

経済産業省は、2021年5月、「外国公務員贈賄防止指針」を改訂しました（「改訂指針」）。

改訂指針の内容については、改定案の段階において以前ご紹介しましたが（[Client Alert 2021年4月号（Vo.88）](#)）、今回は、改訂指針を受けて、贈賄防止規程等の既存の社内規程について一定の影響を与え得る事項を中心に解説します。

① スモール・ファシリティ・ペイメント

改訂指針においては、新たに、スモール・ファシリティ・ペイメント（「SFP」）について、そのような支払自体が、不正競争防止法上の外国公務員贈賄罪の構成要件である「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから、SFPを原則禁止とする旨社内規程に明記することが望ましい旨の記載が追加されました。

SFPについては、既に原則禁止となっている会社も多く見られますが、SFPについての規定がない場合や、どのような場合に許容又は禁止されるのかが明確になっていない場合には、今回の改訂指針をきっかけにSFPの規定の追加・修正等を行うことが考えられます。また、規程にSFPの規定は存在するものの、その内容の浸透が図られていない場合等にも、今回の改訂指針をきっかけに社内教育等を再度行うことが考えられます。

Client Alert

② エージェント等の起用

また、エージェント等を起用する場合には、例えば以下の点を社内規程に規定することが考えられるとされています。これらの内容も、既に一定程度規程に盛り込んでいる例も多く見られるようになってはいますが、改訂指針をきっかけに改めて見直すことが考えられます。

- ✓ DDにおいては、エージェント等の所在国/取引が行われる国、取引における外国公務員等との接点や関係性、エージェント等の贈賄防止に係る社内規程の整備及び遵守状況、過去及び現在の贈賄リスク、政府機関等との取引における支出等を調査項目として実施すること。
- ✓ 契約条項には、エージェント等による贈収賄に関する法令遵守等の表明保証、エージェント等に対する調査・監査権限、請求書等の資料・情報提供義務、取引等の記録保存義務、表明保証違反が認められた場合の解除権・損害賠償請求権等の条項を織り込むこと。
- ✓ 委託する業務内容に比して支払う金額が合理的な金額であることを確認すること。

③ 社内相談窓口・通報窓口に関する事項

社内相談窓口・通報窓口については、匿名通報の許容や通報者に対する報復行為禁止の徹底を図ることが追記されており、内部通報制度をより実効的なものとし、外国公務員贈賄の水際防止・早期発見を促進する観点からも、改訂指針をきっかけに、贈賄防止の観点から内部通報制度・規程等の見直しを行うことも考えられます。

グローバルで活動する日本企業にとっては、外国公務員贈賄を防止するための体制等が今後一層重要となります。今回、社内規程の見直しという切り口から改訂指針の内容をご紹介しましたが、外国公務員贈賄は、本社から物理的にも心理的にも距離が離れている場所で生じやすいものであり、それを防止するには、平時から防止体制等を不断に見直し、贈賄事案が起きないように常に対応を継続・改善していくことが肝要となります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 村田 昇洋

☎ 03-6266-8558

✉ shoyo.murata@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」（案）に関するパブリックコメント（意見公募）開始

不動産取引において、取引対象の不動産において過去に他死、自死、事故死等が発生した事実等、いわゆる「心理的瑕疵」がある場合の取扱いについて、現在は、裁判例や宅地建物取引業法上の義務等の観点から、取引の相手方に告知すべき義務の有無及び内容が判断されていますが、適切な告知や取扱いについての判断基準はありません。超高齢社会を迎え、少子高齢化に歯止めのかからない日本では、孤独死等の問題も深刻化しており、不動産取引において心理的瑕疵の扱いについての重要性はますます高まっています。

このため、国土交通省では、2020年2月以降、不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会を開催し、2021年5月20日、「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」（案）（「本ガイドライン案」）が取りまとめられ、パブリックコメント（意見公募）が開始されました。

本ガイドライン案では、不動産において過去に人の死が生じた場合において、当該不動産の取引に際して宅地建物取引業者がとるべき対応に関し、宅地建物取引業者が宅地建物取引業法上負うべき責務の解釈について、トラブルの未然防止の観点から、現時点において判例や取引実務に照らし、一般的に妥当と考えられるものが整理され、取りまとめられています。具体的には、①他殺、自死、事故死その他原因が明らかでない死亡が発生した場合、宅地建物取引業者は、原則としてこれを当該不動産の買主又は借主告げるべきものとする一方、②自然死又は日常生活の中での不慮の死が発生した場合には、原則として、これを告げる必要はないものとされています。また、本ガイドライン案は、宅地建物取引業者の告知義務について、当該事実を認識した場合にのみ課すものとし、宅地建物取引業者は告知すべき事実該当する事案が生じたことを疑わせる特段の事情がないのであれば、当該事案が発生したか否かを自発的に調査する義務までは負わないとしています。

本ガイドライン案は、宅地建物取引業者が果たすべき責務について整理したものとなりますが、宅地建物取引業者のみならず、消費者、賃貸事業者等の取引当事者の判断においても参考にされ得るものです。本ガイドライン案が、不動産取引トラブルの未然防止につながり、ひいては、既存住宅市場活性化に寄与することが期待され、今後の動向が注目されます。

カウンセラー 濱 史子

☎ 03-5220-1802

✉ fumiko.hama@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 木村 純

☎ 03-5220-1837

✉ jun.kimura@mhm-global.com

Client Alert

9. M&A：中小企業庁、「中小 M&A 推進計画」を取りまとめ

中小企業庁は、2021 年 4 月 28 日、経営資源集約化等を推進するため今後 5 年間に実施すべき官民の取組を「中小 M&A 推進計画」として取りまとめました。

同計画は、中小 M&A の意義を「経営資源の散逸の回避」、「生産性向上等の実現」及び「リスクやコストを抑えた創業」という観点から説明した上、中小 M&A は足下で年間 3 千～4 千件程度実施されていると推計される等右肩上がりでは件数が増加しており、また、潜在的に中小 M&A の対象となり得る事業者数は約 60 万者に達するとの試算もあることを紹介しています。

また、同計画は、中小 M&A の課題として、コストに限りがある中での最低限の安心の提供（地方における土業専門家の確保等）、中小企業における M&A に関する経験・人材の不足（自社内での育成が困難であること等）等を挙げた上、事業承継・引継ぎ支援センターと土業専門家の連携等の取組による課題の解消への方向性を示しています。

今後、中小 M&A がより一層促進されることが期待されます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 川本 健
☎ 03-5220-1868
✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：東証の新市場区分の選択に係る手続・留意点

2021 年 5 月 12 日、東京証券取引所（「東証」）は、新市場区分の選択に係る各種手続及び「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」作成上の留意事項を上場会社に通知しました（「本通知」）。

本通知では、2021 年 7 月 9 日、東証にて移行基準日（同年 6 月 30 日）における新市場区分の上場維持基準への適合状況を試算し、その結果を東証が上場会社に一次判定として通知（さらに必要な場合には二次判定を実施・通知）するため、かかる通知の内容等を踏まえて、同年 9 月 1 日～12 月 30 日に新市場区分の選択申請を行うことが上場会社に求められており、当該選択申請の際に必要な提出書類等が示されています。

また、本通知では、上場会社が選択する市場区分について移行基準日において当該市場区分の上場維持基準を満たしていなかった場合には、当該上場会社は「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を作成し、適時開示することが求められています。計画書の内容は、上場維持基準の適合に向けた合理的なものである必要があり、具体的には、東証から通知された上場維持基準への適合状況をもとに、上場維持基準を満たし

Client Alert

ていない基準及び具体的な数値を示した上で、これを満たすために必要と想定される計画期間、上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、現状の課題及び具体的な取組の内容を記載することが必要とされています。さらに、当該上場会社において既に公表された経営方針・経営戦略、中期経営計画等が存在する場合には、計画書の内容がそれらと整合的であることが必要であるとされている点にも留意が必要です。上場維持基準には例えば流通株式・時価総額や流動株比率等会社の意向のみでは実現困難であるものが含まれている上に、仮に実現の手段として公募増資や売出し等を伴う場合には事前勧誘規制やインサイダー取引規制、フェア・ディスクロージャールールへの配慮が必要な事項もあると思われ、慎重な対応が必要となります。

本通知によれば、2022年1月11日に上場会社による市場選択の結果が東証ウェブサイトにて公表され、新市場区分への移行日は同年4月4日となる予定です。上記期間内に市場選択の申請手続きが行われなかった場合、東証は、その旨を公表して投資者に周知するとしており、上場会社においては、各市場の上場維持基準を踏まえ、基準の適合状況及び今後の計画等から合理的と考えられる市場に係る選択手続きを上記期間内に完了することが求められます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

11. キャピタル・マーケット／M&A：成長戦略実行計画案で SPAC の制度整備の検討が示される

SPAC (Special Purpose Acquisition Company) とは、買収を目的に投資ファンドや著名な投資家がスポンサーとして設立するピークルであり、買収対象が未定のまま上場し投資家から直接資金調達を行い、その後未上場会社を買収 (De-SPAC) することで当該未上場会社の上場を実現する (投資家は未上場株式への投資機会を得る) ことが企図されています。米国では 2020 年に実施された IPO 全体の 5 割強が SPAC の上場であり、活況を呈しており、日本でも実現を望む声が多数聞かれていたところですが (当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN 2021 年 3 月号 \(Vol. 51\) 「日本版 SPAC の可能性と課題－米国 SPAC の実務を踏まえて－」](#) をご参照ください)。

成長戦略会議は、2021 年 6 月 2 日に成長戦略実行計画案を公表しましたが、その中で日本版 SPAC について以下のように述べています。

「投資家保護策等の観点から、SPAC を導入した場合に必要な制度整備について、米国をはじめとする海外の規制当局の対応や SPAC をめぐる市場の動向、我が国の国際競争力の強化の視点を踏まえつつ、検討する」

Client Alert

米国においては、SPACの認知度が高まり活況を呈する一方で、利益相反に関する開示やワラントに関する開示が強化される等規制環境やプラクティスも日々進化していますが、上記の成長戦略実行計画案が実行されれば、日本においてもようやく制度整備についての本格的な検討が始まることとなります。米国のみならず、英国・香港・シンガポールでも2021年内の実現に向けた検討が進む中で、日本の資本市場が世界のトレンドから取り残され、成長企業の資本市場へのアクセスを妨げないよう建設的な議論がなされることが期待されます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

12. 税務：米国提案を踏まえたデジタル課税に関する近時の動向

2021年4月8日、米国は、OECDに対し、“Presentation by the United States”としてデジタル課税の枠組みに関する提案を行いました。提案内容は多岐にわたりますが、OECDが2020年10月12日に公表した第1の柱（市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し）及び第2の柱（軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入）に係るブループリントに関連して、以下のような内容が含まれております（ブループリントの概要については、当事務所の [Client Alert 2020年12月号 \(Vol.84\)](#) をご参照ください。）。

ブループリントでは、第1の柱として、自動化されたビジネスサービス（「ADS」）や消費者向けビジネス（「CFB」）を営む多国籍企業の利益の一部について、物理的拠点の有無によらず、市場国に新たな課税権を付与することが提案されていました。米国提案では、ADSやCFBを当該課税の対象とする政策目的が明確でないことや、複雑かつ客観性に欠けた基準では国際合意の妨げになり得ること等を理由に、当該課税の対象となる企業の範囲は、ADSやCFBといった業種ではなく、売上高や利益率といった量的基準により限定されるべきであるとの考えが示されています。

また、ブループリントでは、第2の柱として、軽課税国に所在する子会社に帰属する所得について親会社所在地国で一定の税率に至るまで課税を行う「所得合算ルール」等により、全世界で共通の最低税率での課税（ミニマム・タックス）が実現される仕組みが提案されていました。米国提案では、ミニマム・タックスに関連して、米国に本社を置く多国籍企業の国外所得（foreign earnings）に対する最低税率を21%に引き上げる等の米国国内法の改正案や、同様のミニマム・タックス制度の導入を他国にも求める考えが示されています。

Client Alert

OECD は、2021 年半ばまでにデジタル課税に関する国際合意に到達することを目標としています。米国提案を踏まえ、最終的にどのような合意内容となるのか、引き続き今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 原田 昂
☎ 03-6266-8512
✉ takashi.harada@mhm-global.com

13. 中国・アジア（インドネシア）：リスクベース事業許可及び投資ファシリティに関するガイドライン及び手続に関する 2021 年 BKPM 規則 4 号の施行

インドネシアでは、2021 年 2 月 2 日付で施行されたリスクベース事業許可実施に関する政令 2021 年 5 号の細則として、同年 6 月 2 日より、リスクベース事業許可及び投資ファシリティに関するガイドライン及び手続に関する 2021 年投資調整庁（BKPM）規則 4 号（「本規則」）が施行されました。

本規則では、リスクベース事業許可の発行に関する手続や最低資本金額、最低投資総額に関する要件等が定められており、外資企業（「PMA 会社」）が満たす必要のある最低資本金額が、従前の 25 億ルピアから 100 億ルピアへと 4 倍に引き上げられています。当該最低資本金額要件は、会社設立時に満たす必要があると考えられています。

次に、PMA 会社の最低投資総額要件については、一部の不動産業（建物全体の開発事業又は集合団地開発事業）を営む PMA 会社に対し、保有する土地・建物への投資額を投資総額に含めることを認める例外が定められた点を除き、特段変更されていません（つまり、PMA 会社は原則として土地・建物への投資額を投資総額に含めることは認められていません。）。また、各事業分野について最低投資総額として満たすべき金額は引き続き 100 億ルピアとされています。但し、これまで上記最低投資総額は、事業許可取得後 1 年以内に満たさなければならないとされていたところ、本規則上、1 年の期間制限については削除されています。その真意は本規則の条文上必ずしも明らかではないですが、最低投資総額の実現までに 1 年以上の期間が認められる可能性もあり得るように思われます。

また、2021 年 6 月 2 日から、新たなオンラインシステム（OSS システム）が稼働し、リスクベース事業許可制度の開始が予定されておりましたが、関係省庁との調整に時間を要し、開始が本年 7 月 2 日に延期されています。

Client Alert

パートナー 竹内 哲
☎ +65-6593-9755 (シンガポール)
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

アソシエイト 花村 大祐
☎ +65-6593-9466 (シンガポール)
✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

アソシエイト シャハブ 咲季
☎ 03-6212-8389 (東京)
✉ zaki.shahab@mhm-global.com

14. 新興国（トルコ）：国際的な人権意識の高まりを受けた人権行動計画の発表

エルドアン大統領は、2021年4月30日、各省庁や公的機関に対し、同年3月2日に発表した人権行動計画（Action Plan on Human Rights）を実行するよう求める声明文（Circular）を発表しました。また、同時に人権行動計画の実行に係るスケジュールも、トルコ法務省のHPにおいて公表されています。

人権行動計画は、2年間にわたって各省庁や公的機関が取り組むべき行動指針であり、人権擁護の観点から、法の下での平等、平等な公共サービスの提供、思想の表明の自由等を含む11の原則を定めるとともに、より強固な人権保護システムの構築、司法の独立及び公正な裁判を受ける権利の強化、法的予見可能性・透明性等の9つの目標を掲げています。

トルコにおける人権状況に関しては、2018年に制定された広範な反テロ規制のもとで、基本的自由が制限され、法の支配が揺らいでおり、多数の市民が不当拘束されている等として、米国政府等から問題視されており、また、2021年3月20日には、欧州評議会の「女性への暴力及びドメスティックバイオレンス（DV）防止条約」から脱退したりする等、国内外からの注目が高まっていました。そのような中、本計画の実施が公表されたことには重要な意義があると考えられます。

企業活動の国際化が進む中で、「ビジネスと人権」の重要性は急速に増しており、トルコにおける人権行動計画の発表もこの流れを汲むものと考えられます。日本においても、昨年10月に日本政府から「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、また、昨今の急速なESG投資への注目の高まりやミャンマーやウイグル等に関する国際的な関心の高まりに伴い、日本企業においてもビジネスにおける人権問題を意識することが今後一層重要になってくることが予想されます。国際的にビジネスを展開する日本企業においては特に、上記のような各国の人権問題に対する動向には、今後も注目していく必要があるといえます。

Client Alert

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 木内 遼
☎ 03-5293-4849
✉ ryo.kiuchi@mhm-global.com

アソシエイト 菊池 春香
☎ 03-5293-4907
✉ haruka.kikuchi@mhm-global.com

15. 国際訴訟・仲裁：ロシア、ICC 及び SIAC を常設仲裁機関として認可

2021年5月、ロシア連邦の司法省は、国際商業会議所国際仲裁裁判所（ICC International Court of Arbitration、「ICC」）及びシンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Center、「SIAC」）について、同国の常設仲裁機関（Permanent Arbitration Institution）として認可しました。

ロシアでは、2015年に仲裁制度の改革がなされ、国内向けの仲裁法のうち、仲裁機関の組織に関する規定が国際仲裁にも適用されています。そして、同法に基づき、国内仲裁・国際仲裁を問わず、仲裁機関がロシア国内において仲裁を実施するためには、連邦政府から認可を取得することが必要とされており、外国仲裁機関であっても、ロシアを仲裁地として仲裁を行う場合（「ロシア仲裁」）にはかかる認可が必要となります。というのも、かかる認可がなくとも、外国仲裁機関がロシア仲裁を実施することはできるのですが、この認可を得ていない仲裁機関によるロシア仲裁は、（機関仲裁ではなく）アドホック仲裁として扱われ、仲裁判断の執行等に関し、常設仲裁機関としての認可がある場合よりも厳しい手続が課される（そのため執行に一定のリスクが伴う）こととなるからです。また、この認可があることにより、当該常設仲裁機関は、ロシアの仲裁法に規定された一定の種類の商品紛争（具体的には、株式売買契約等）についても、取り扱うことができるようになります。

日本企業にとってもなじみのあるICC及びSIACが、ロシアの常設仲裁機関の認可を得たことは、ロシア企業との取引における有用かつ信頼性の高い紛争解決方法として、ロシア仲裁という選択肢が生まれたこととなります。今後の運用と実績の蓄積が期待されます。

パートナー 金丸 祐子
☎ 03-6266-8542
✉ yuko.kanamaru@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『＜対話形式で分かりやすく解説＞STO \(Security Token Offering\) の法律・実務ショートセミナー \(30分×全3回シリーズ\)』](#)
[～第1回 金商法総論～](#)

視聴期間 2021年4月28日(水)～2021年7月7日(水)

講師 石橋 誠之、山本 義人

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー [『＜対話形式で分かりやすく解説＞STO \(Security Token Offering\) の法律・実務ショートセミナー \(30分×全3回シリーズ\)』](#)
[～第2回 匿名組合出資持分・信託受益権のSTO～](#)

視聴期間 2021年5月20日(木)～2021年7月7日(水)

講師 石橋 誠之、内津 冬樹

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～ \(2021年5月\)』](#)

視聴期間 2021年5月14日(金)～2021年7月31日(土)

講師 岡田 淳、田中 浩之、細川 怜嗣

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー 『データセンターに係わる不動産投資の法的実務－投資ストラクチャー、DD・契約、デットファイナンスなどー』

開催日時 2021年6月15日(火) 13:30～16:30

講師 蓮本 哲

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『第4570回金融ファクシミリ新聞社セミナー「買収ファイナンスの基礎と実務上のポイント」』

開催日時 2021年6月17日(木) 9:30～11:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『上場会社によるエクイティ・ファイナンスの最新動向～コロナ禍・市場環境の変化と資金調達手法の選択～』

開催日時 2021年6月17日(木) 10:00～12:00

講師 石橋 誠之

主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～近時の解釈と改正の内容を踏まえて～』

開催日時 2021年6月17日（木）14:00～17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『発電事業のプロジェクトファイナンス～近時の関連法改正、最新動向を踏まえたリスク分析と契約実務の勘所～』

開催日時 2021年6月23日（水）13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 JPI（日本計画研究所）

- セミナー 『事業会社によるスタートアップ出資～With コロナ時代の最新実務～』

開催日時 2021年6月25日（金）9:30～11:30

講師 石田 渉

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第 4594 回金融ファクシミリ新聞社セミナー 「激動する香港情勢と日系企業が採るべき対応ー香港ビジネスに潜むリスクとはー」』

開催日時 2021年7月5日（月）13:30～16:30

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『企業再生の法務【第3版】』（2021年5月刊）



出版社 一般社団法人金融財政事情研究会

著者 藤原 総一郎（監修）、井上 愛朗、戸嶋 浩二、山崎 良太
 稲生 隆浩（編著）石川 直樹、石井 裕介、尾本 太郎、小松 岳志
 信國 篤慶、濱 史子、林 浩美、久保田 修平、樋本 義和
 末廣 裕亮、田井中 克之、松井 裕介、李 政潤、浅井 大輔
 川端 健太、田尻 佳菜子、宮田 俊、片桐 大、木山 二郎、石田 渉
 矢部 聖子、寺井 勝哉（共著）

Client Alert

- 本 『企業訴訟実務問題シリーズ 特許侵害訴訟〔第2版〕』
(2021年5月刊)



出版社 株式会社中央経済社
著者 飯塚 卓也、岡田 淳、桑原 秀明（共著）

- 本 『論点体系 会社法 5 社債、組織再編I<第2版>』(2021年5月刊)



出版社 第一法規株式会社
著者 岡崎 誠一、安部 健介、浦岡 洋、篠原 倫太郎、林 浩美
久保田 修平、酒井 真、邊 英基（共著）

- 論文 「2021年3月総会実務の振り返りー6月総会対応を見据えてー」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2261
著者 石井 裕介

- 論文 「米国 SPAC による日本企業買収の留意点」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2262
著者 鈴木 克昌、酒井 真、五島 隆文、緒方 航（共著）

- 論文 「WTO アンチダンピング等最新判例解説〔71〕 対価の妥当性の判断にかかるベンチマーク及び補助金額算定に際しての負の利益のゼロインの可否 ～United States - Countervailing Measures on Softwood Lumber from Canada(WT/DS533/R)～」
掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.5
著者 高宮 雄介

- 論文 「機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析<下>ー2021年版ー」
掲載誌 資料版商事法務 No.445
著者 松下 憲、渡邊 悠介、中村 太智、福澤 寛人

Client Alert

- 論文 「不正・不祥事案の再発防止策の類型化と分析 第10回
取締役会・監査役会」
掲載誌 資料版商事法務 No.445
著者 奥山 健志、平岡 優（共著）
- 論文 「令和元年改正会社法③——立案担当者による省令解説、省令新旧
対照表、パブリック・コメント、実務対応 Q&A——」
掲載誌 別冊商事法務 No.461
著者 渡辺 邦広
- 論文 「国際契約法務の要点——FIDIC を題材として 第6～9回」
掲載誌 商事法務ポータル SH3580、3593、3603、3614
著者 関戸 麦、高橋 茜莉（共著）
- 論文 「情報漏えい・サイバーセキュリティインシデント発生時の実務対
応（3・完）」
掲載誌 NBL No.1193
著者 蔦 大輔
- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務〈第4回〉 行為規制と
態勢整備 ②顧客に対する情報提供・態勢整備義務」
掲載誌 金融法務事情 No.2161
著者 小田 大輔、渡辺 真菜（共著）
- 論文 「株主アクティビズムの最近の傾向と対策」
掲載誌 月刊監査役 No.721
著者 松下 憲
- 論文 「特集：出でよ！日本の金融プラットフォーマー〈インタビュー〉
プラットフォーム規制と金融ビジネスの今後」
掲載誌 週刊金融財政事情 3400号
著者 増島 雅和
- 論文 「〈特別企画〉海外リーガルリスクマネジメントの要諦：（第1章）
平時における態勢構築にあたっての留意点／（第2章）有事におけ
る初動対応と戦略構築上の留意点」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1611
著者 梅津 英明、片桐 大、川端 遼、御代田 有恒（共著）

Client Alert

- 論文 「〈ポイント解説〉当事者の合意による柔軟な設計が可能 サステナビリティ・リンク・ローンの概要と活用ポイント」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1611
著者 末廣 裕亮
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第12回 個人関連情報について①」
掲載誌 会社法務 A2Z 2021年5月号
著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝
- 論文 「副業・兼業に関する制度等整備と実務上の対応」
掲載誌 人事実務 2021年5月号
著者 荒井 太一、平岡 優（共著）
- 論文 「近時の企業実務上留意すべき租税裁判例・裁決例の解説」
掲載誌 租税研究 第859号
著者 小山 浩
- 論文 「造船所に関する法律関係（4）」
掲載誌 海事法研究会誌 2021年5月号（No.251）
著者 濱 史子、小山 浩、間所 光洋（共著）
- 論文 「デジタルプラットフォーム取引透明化法にみるイノベーションガバナンスの在り方——「アジャイル・ガバナンス」、「コンプライアンド・エクスペイン」、「共同規制」」
掲載誌 法律のひろば Vol.74 No.5
著者 羽深 宏樹
- 論文 「海外 M&A における PMI 及びグローバルガバナンスの実務」
掲載誌 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report) 2021年5月号
著者 今仲 翔
- 論文 「企業がDX時代に直面する「個人情報の取り扱い」、課題とヒント」
掲載誌 ウェブ電通報
著者 田中 浩之

Client Alert

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 275 回 地公災基金熊本県支部長（市立小学校教諭）（時間外労働が発症前月 100 時間未満の脳幹部出血と公務起因性）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 岸本 直也

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Real Estate 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Real Estate 2021
著者 小澤 絵里子、石川 直樹、青山 大樹、蓮本 哲

- 論文 「Mondaq Comparative Guides - Data Privacy - Japan Chapter」
掲載誌 Mondaq Comparative Guides - Data Privacy
著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝

- 論文 「The Legal 500: Cartels Country Comparative Guide 2021: Japan Chapter」
掲載誌 The Legal 500: Cartels Country Comparative Guide 2021
著者 高宮 雄介、竹腰 沙織、堺 有光子

- 論文 「Getting the Deal Through - Risk & Compliance Management 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Risk & Compliance Management 2021
著者 藤津 康彦、梅津 英明、宮田 俊、御代田 有恒、塚田 智宏

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Project Finance 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Project Finance 2021
10th Edition
著者 村上 祐亮、白川 佳

- 論文 「The Financial Technology Law Review Fourth Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Financial Technology Law Review Fourth Edition
著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博

Client Alert

- 論文 「International Comparative Legal Guide - Restructuring & Insolvency 2021 - Japan Chapter」
- 掲載誌 International Comparative Legal Guide - Restructuring & Insolvency 2021
- 著者 浅井 大輔

- 論文 「Getting the Deal Through - Sanctions 2021 - Japan Chapter」
- 掲載誌 Getting the Deal Through - Sanctions 2021
- 著者 石本 茂彦、梅津 英明、高宮 雄介、宮岡 邦生、滝口 浩平（共著）

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- 当事務所は、婚姻の平等（同性婚の法制化）に賛同するキャンペーン「Business for Marriage Equality」への賛同を表明いたしました

2021年4月13日付にて、当事務所は、婚姻の平等（同性婚の法制化）の実現を目指すキャンペーン「Business for Marriage Equality (BME)」への賛同を表明いたしました。

当事務所は、2019年2月14日に、LGBTカップルにも婚姻の権利を認めるべきであるとする在日米国商工会議所（ACCJ）の意見書に既に賛同を表明しておりますが、今般のBMEに対する賛同表明は、婚姻の平等に向けた近時の活発な動きを後押しするため、婚姻の平等の必要性と重要性を、当事務所としてあらためて表明するものです。

以下、松村 祐土 弁護士のコメントです。

「森・濱田松本法律事務所は、日本を主たる拠点とする法律事務所として初めて、在日米国商工会議所（ACCJ）の婚姻の平等に関する意見書に賛同し、それ以来、性的指向や性自認を問わず、すべての人が等しく婚姻できる法制度の実現に貢献していきたい旨表明してきました。

G7の中で同性パートナーの法的地位を認めていない日本において、同性婚の法制化は、今後の経済発展と多様で活力のある社会の実現にとって重要であると考えます。札幌地方裁判所が、2021年3月17日、現行法が、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは憲法14条1項に違反して違憲であるとした歴史的な判断は、こうした婚姻の平等を実現するための重要な前進であると考えています。

今回の当事務所による改めての賛同表明が、LGBTQ+の皆様が直面する問題に対して、社会全体の意識を高め、同性婚の法制化を通じた婚姻の平等の早期実現につながるよう、切に願っています。」

Client Alert

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific 2021** において高い評価を得ました
Euromoney が発行する Benchmark Litigation Asia-Pacific 2021 年版において、当事務所と当事務所の 2 名の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。
詳細は Benchmark Litigation のウェブサイトに掲載されております。

分野

Tier1

- ・ Commercial and Transactions

Tier2

- ・ Intellectual Property

Recommended

- ・ International Arbitration
- ・ White Collar Crime

弁護士

- ・ Commercial and Transactions

Litigation Star : 関戸 麦

- ・ Dispute Resolution

Litigation Star : 三好 豊、関戸 麦

- ・ Intellectual Property

Litigation Star : 三好 豊

- **ALB IP Rankings 2021** において高い評価を得ました
Asian Legal Business (ALB) 2021 年 5 月号の ASIA IP Rankings 2021 において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門および Copyright/Trademarks 部門において高い評価 (Tier 1) を得ました。
- **IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2021** にて高い評価を得ました
IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2021 において、当事務所は litigation 及び transactions で上位グループにランキングされました。また、当事務所の小野寺 良文 弁護士及び岡田 淳 弁護士が高い評価を受けました。
- **箱田 英子 弁護士が IFLR1000 Women Leaders 2021 - Asia-Pacific** において日本を代表する女性弁護士に選ばれました
IFLR1000 Women Leaders 2021 - Asia-Pacific において、当事務所の箱田 英子 弁護士が日本を代表する女性弁護士に選ばれました。
詳細は IFLR1000 のウェブサイトに掲載されております。

Client Alert

- 青山 大樹 弁護士が asialaw Client Service Excellence 2021 において高い評価を得ました
asialaw Client Service Excellence: The highest rated lawyers to work with において、当事務所の青山 大樹 弁護士が日本の Banking and finance 分野を代表する弁護士に選ばれました。
詳細は Asialaw のウェブサイトに掲載されております。
- 羽深 宏樹 弁護士が東京大学の「オンライン授業等におけるグッドプラクティス総長表彰」にて表彰されました
2021 年 3 月 22 日、東京大学公共政策大学院の非常勤講師である羽深 宏樹 弁護士が、東京大学の「オンライン授業等におけるグッドプラクティス総長表彰」にて表彰されました。
詳細は下記をご覧ください。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/classes/online-hybrid-good-practices.html>
- 増田 雅史 弁護士が NFT 部会 法律顧問として策定に関与した「NFT ビジネスに関するガイドライン」が、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）より公表されました
- 金丸 由美 弁護士が金融庁行政事業レビュー外部有識者に選任されました
- 羽深 宏樹 弁護士が一般社団法人日本知財学会 大会実行委員に就任しました
- 宇賀神 崇 弁護士が東京大学法科大学院 未修者指導講師に就任しました
- 飯島 隆博 弁護士が東京大学法科大学院 未修者指導講師に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com